

佐久市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校の休日部活動の地域展開において、学校部活動の教育的意義を継承し、中学生に対して豊かなスポーツ、文化芸術活動等の機会を提供する団体について、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地域クラブ活動として認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 地域クラブ活動として認定を受けるためには、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 佐久市内に活動拠点のある地域クラブ活動であること。
- (2) 佐久市立中学校に在籍している全ての中学生を対象とし、学校部活動の受け皿となる団体であり、大会出場のために編成された地域クラブ活動ではないこと。
- (3) 文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）、教育委員会が策定した「佐久市部活動地域移行の方針」及び「佐久市内小中学校における部活動等の基本方針」に沿った活動を行うこと。
- (4) 適切な休養日等を設定していること。
- (5) 活動状況等について、在籍校及び教育委員会と情報共有を定期的に行うこと。
- (6) 指導者については、ガイドラインに定めるところにより「認定地域クラブ活動指導者」として登録、研修等を行うこと。
- (7) 適切な団体の運営及び活動を行うための活動計画が整備されており、保護者に十分な説明がされていること。
- (8) 営利目的ではなく、持続可能で適切な会費が設定されており、会計については、公正かつ適切な処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を行うこと。
- (9) 活動中の事故やトラブル等に対する管理責任の所在が明確であること。

(認定申請)

第3条 認定を受けようとする地域クラブ活動の代表者（以下「申請者」という。）は、佐久市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 佐久市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）
 - (2) 団体の規約、会則等
 - (3) 地域クラブ活動の活動計画書
 - (4) 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主、株式会社等の場合に限る。）
 - (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- (認定手続)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、必要に応じて聞き取り、現地確認等を行い、申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、佐久市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による審査の結果、認定しないこととしたときは、佐久市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

(認定の有効期間)

第5条 地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(変更の届出)

第6条 第4条第1項の規定により認定通知書を受けた認定地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ」という。）が認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたときは、速やかに佐久市認定地域クラブ活動変更届出書（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。

(休止の届出)

第7条 認定地域クラブが活動を休止する場合には、速やかに佐久市認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第6号)により教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第8条 認定地域クラブが活動を廃止する場合には、速やかに佐久市認定地域クラブ活動認定取消し申出書(様式第7号)により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 運営や活動内容が著しく不相当と認められ、教育委員会による指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- (3) 認定地域クラブの運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。
- (4) 認定要件を満たさなくなったとき。
- (5) その他教育委員会が認定地域クラブ活動として不相当と認めたとき。

2 教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、佐久市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第8号)により、認定地域クラブに通知するものとする。

(調査等)

第10条 教育委員会は、認定地域クラブの取消し等に関して必要があると認めるときは、認定地域クラブに対し、必要な書類及び関係資料の閲覧又は提供を求めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による関係資料の閲覧又は提供、聞き取り、現地確認等により、認定地域クラブの取組状況等を把握し、この要綱による認定の趣旨に照らし、ふさわしくない体制の整備、行動等があった認定地域クラブに対し、必要な指導助言等を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、

教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。